

渋谷区歯科医師会

入会のお勧め

公益社団法人 渋谷区歯科医師会

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 23 番 21 号 渋谷区文化総合センター大和田 2 階

TEL 03-3770-2341

FAX 03-3770-2345

ホームページ <http://www.sibusi.or.jp>

渋谷区歯科医師会は求めています。 新しい仲間を！大きな団結を！



イベント「よい歯のつどい」



渋谷区ひがし健康プラザ歯科診療所

あなたは現在の診療に不安を覚えた事はありませんか？

- ・最近、患者さんが減って、将来が不安である
- ・レセプトの返戻や査定が多くて困っている
- ・もっと地域に密着した診療をしたい
- ・研修や講習を受けたいのだが費用がかかる
- ・患者さんとトラブルになりそうで困っている

こんなとき渋谷区歯科医師会にご相談下さい

私達は、会員同士が助け合い、仲間として
ともに地域医療への貢献を目指しています。

入会のお誘い

公益社団法人 渋谷区歯科医師会

歯科医師会ってどんな会？

渋谷区歯科医師会は昭和8年創立、古い歴史のある歯科医師会ですが、伝統と共に、今は若い会員が伸び伸びと活躍する「明るく活力のある歯科医師会」でもあります。私達は「歯科医師会はどうあったら良いか」ということを絶えず考えながら、会員にも、区民にも、親しみの持てる歯科医師会造りを目指しています。

歯科医師会のメリットはあるの？

「歯科医師会に入会しても、メリットはあるの？」とよく聞かれます。確かに入会したら会費は取られるし、それなりの役割りを担って頂く場合もあります。しかし今、過当競争の歯科界にあって、じっと診療所で患者さんを待っていても、そうそう大勢の患者さんは訪れてくれるわけではありません。

渋谷区歯科医師会では、休日歯科診療や障害者歯科診療、1歳半児・3歳児健診、成人歯科健診といった健診事業、「よい歯のつどい」「ふるさと渋谷フェスティバル」などの啓発活動などの様々な事業を通じて、区民の皆様とより身近に接して受診の機会を広げています。

私達は開業歯科医が地域に根付いた地域医療体制において、単に来院する患者の診療に専心するだけでなく、その視野を広げ、積極的に地域住民の期待と要望に応えることで地域住民からも信頼され、将来的に歯科医業の実践に明るい展望をもって対応することができるものと確信しています。

個人で出来ることには限界があります。診療所でじっと待っている手はありません。外に出て、地域社会の中にも活躍の場を獲得しようではありませんか。

私達の仲間になりませんか？

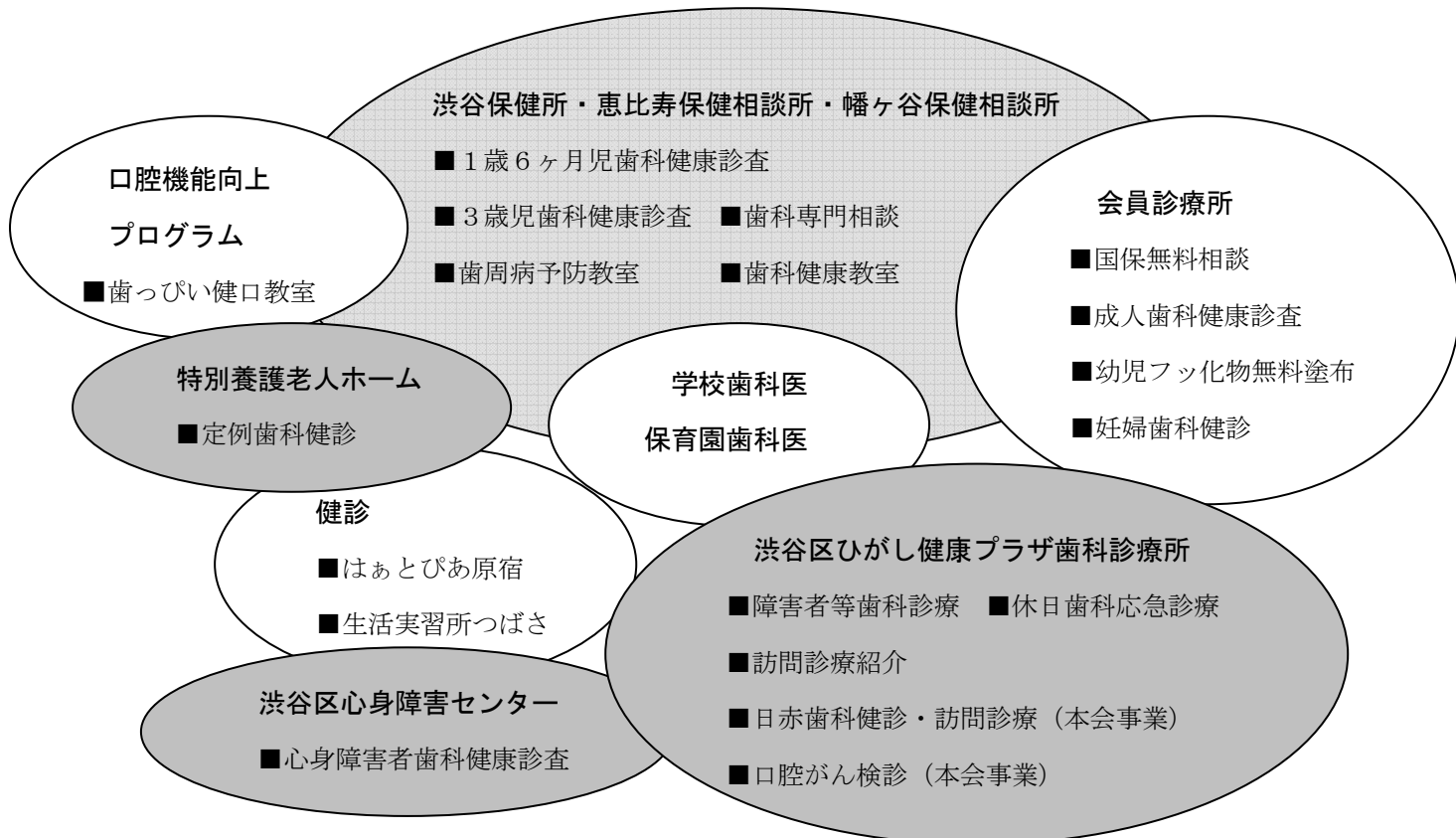
渋谷区歯科医師会に入会するとなると、それなりに費用が必要です。けれども、歯科医師会の中で、同じ世代の様々な大学出身の仲間、また経験豊かな先輩達との交流は、決してお金では買えないものがあると思います。

是非、入会して「仲間」になりませんか。私達と手を携えて、厳しさを増す歯科界を、一緒に歩んで行きませんか！

渋谷区歯科医師会に入会するメリット

患者さんを獲得するために

1. 多くの渋谷区委託事業に参画しています



- ★ 各事業は2年に1度、協力医を募集しますので、入会後は奮ってご応募ください。
- ★ 事業協力医には、**報償費**が支払われます。



特養老人ホーム歯科健診
けやきの苑・西原



会立歯科診療所のある
「渋谷区ひがし健康プラザ」

2. 渋谷区の行事に参加したり、共催で啓発活動を行なっています

歯の衛生週間では区との共催で「よい歯のつどい」が開催され、毎年何万人も集まる「ふるさと渋谷フェスティバル」では、会のブースにも多い年で1000人以上の方が訪れます。



ハチ公も協力「歯の衛生週間」



ふるさと渋谷フェスティバル

3. ホームページ、冊子の発刊

ホームページでは、一般の方々に広く本会及び本会の事業を理解していただくと共に、地図上で本会会員の診療所や診療科目・診療時間もご案内しています。また、ご自身でホームページを開設されている方はリンクも可能です。更に、「渋谷の街の歯科医院」「障害者ガイドマップ」等、区民の皆さんに会員の診療所を紹介する小冊子を発行しています。これらの冊子は渋谷区役所、渋谷保健所及び関係機関に置かれ区民の照会に活用されています。尚、会員向けには、毎月発行する「会報」でタイムリーな保険情報をはじめ各種情報の伝達を迅速に行っています。

ホームページ <http://www.sibusi.or.jp>



冊子「渋谷の街の歯科医院」



「会報」

会報は毎月発行され、様々な多くの情報が、会員の手元に郵送されます。

4. 訪問診療およびかかりつけ歯科医連携・病院連携を推進しています

患者層の高齢化が進む中、寝たきり高齢者や障害者の訪問診療依頼に応じて、渋谷区歯科医師会会員である訪問診療支援事業として登録協力医を紹介するシステムがあり、往診器材の貸し出しも行なっています。更に安心して日常の診療をはじめ訪問診療に従事できるよう医療機関の紹介や、万が一の医療事故発生の際、迅速に対処するため、本会では東京都立広尾病院、東京都立大久保病院、東京女子医大病院、東京医科大学病院、J R 東京総合病院に、二次医療機関として会員の便宜を図っていただくよう依頼しています。また、障害者等の診療において、会立「渋谷区ひがし健康プラザ歯科診療所」を活用し紹介・逆紹介も可能です。

5. 学校歯科医を推薦しています

渋谷区内の区立幼稚園、小学校、中学校の学校歯科医を、会員の中から渋谷区学校歯科医会に推薦しています。

渋谷区歯科医師会は、保険に親切



整備会

渋谷区歯科医師会は、今までに多くの支払基金や国保連合会の審査員を輩出してきました。現在も現役審査員がおり、審査員経験者や保険を熟知した担当役員が中心となり、返戻レセプトに対する対処をはじめ、会員からのさまざまな保険相談に対応しております。

1. 保険指導整備会（毎月）

毎月のレセプトを整備点検した上、渋谷区歯科医師会整備済の印を押し、一括して支払基金、国保連合会に提出しています。また会報を通して、保険に関する返戻や取り扱い上の注意点等の解説を行なっています。

2. 保険相談コーナー（毎月）

レセプトの作成や保険全般に関する色々な疑問にお答えするため、毎月のレセプト提出前の電話相談日（午後7時30分より8時30分まで）に、相談に応じています。

3. 保険講習会の開催

保険点数の改正時はもとより、定期的に講師を招き、保険診療に係わる事務の留意点や注意点を詳しく解説しています。



保険講習会

4. 指導等の相談

開業すると関東信越厚生局による新規指導や個別指導が行われることがあります。会員の保険医療機関が新規指導や個別指導の対象となった場合は、会員からの要請により保険担当役員が事前にご相談に乗り、打ち合わせを行った上、指導当日も立ち会います。

学術講演会等が無料です

歯科医師会のもう一つの一面は学術団体です。生涯研修の場を会員に提供するため、学術講演会を始め、視聴覚資料等の入手や様々な講演会を積極的に開催しています。昨年からは渋谷区医師会との合同学術講演会も行なっています。東京都歯科医師会・日本歯科医師会加入の会員には、日歯生涯研修事業の単位取得の対象となります。



神奈川歯科大学客員教授 池田 正一先生をお招きして：「院内感染予防対策の考え方」

* 各種施設基準に係る研修会では、受講証明書を発行いたします。

会員相互の懇親を深めるために

1. 様々な部活動があります

現在活発に活動している部にはゴルフ部・囲碁部・テニス部・野球部などがあり、皆楽しく部活動を行っています。



テニス部



ゴルフ部



野球部

2. 健康診断が安い費用で受けられます（年一回）

会員や家族、従業員の健康管理のため、健康診断施設の紹介を会報でお知らせしています。

3. 所得補償保険が、約30%の団体割引になります

安心経営のために

1. 会員の医事紛争に親身に対応します

歯科医師会、保健所、消費者センター等への苦情をはじめとする、様々な患者さんからの苦情や相談に対して専任の役員が対応しています。不幸にして紛争が起こった場合でも、本会にご連絡いただければ、速やかに対応いたします。

なお、万一医事紛争に発展した場合に備えて、渋谷区歯科医師会の会員には、医師賠償責任保険に加入をお願いしています。また、東京都歯科医師会では地区歯科医師会経由で医事処理委員会を設置して、嘱託弁護士を中心とした医事紛争について代行処理を行っておりますので、安心して診療に従事していただけるよう東京都歯科医師会・日本歯科医師会への加入をお勧めいたします。

2. 事業融資を利用できます

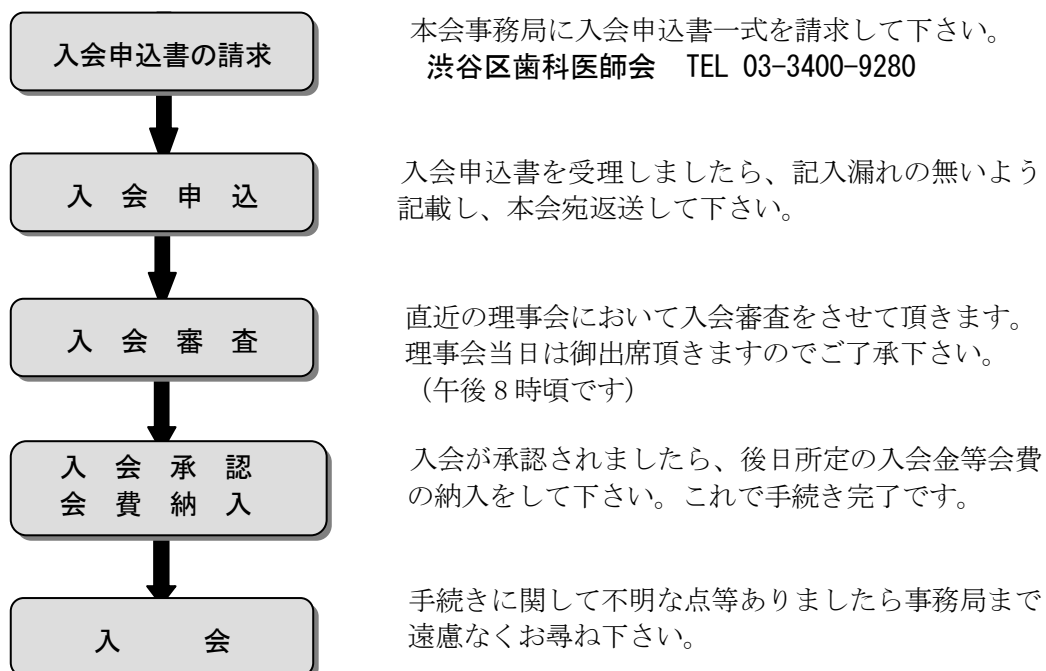
渋谷区歯科医師会では日本政策金融公庫渋谷支店の協力のもと、事業融資等の斡旋を行っております。本会に申込用紙を用意してありますので是非ご利用下さい。

3. 税務講習会を開催しています

渋谷青申会歯科医師会部会の協力のもと、税務に関する講習会を開催しています。

入会手続きについて

入会の資格	渋谷区内に診療所または住所を有する歯科医師。	
会員の種別	第1種会員	診療所の開設者または管理者、官公庁、学校及び病院等の部課医長以上の職、法人にあつては、その代表者たる歯科医師。
	第2種会員	第1種会員以外の歯科医師。
会費	渋谷区歯科医師会会費（毎月指定の口座より上記金額を口座振替します。） 第1種会員 月額 8,500円 第2種会員 月額 4,250円	



渋谷区歯科医師会入会費用

	摘 要	第1種会員	第2種会員
渋谷区歯科医師会	入 会 金	10,000	5,000
	会 費 (2ヶ月分)	17,000	8,500
	合 計	27,000	13,500

関係団体のご紹介

保険関係をはじめとして各種の情報・資料が日本歯科医師会（日歯）・東京都歯科医師会（都歯）から会員へ提供されます。また、東京都歯科医師会では地区歯科医師会経由で医事処理委員会を設置して、嘱託弁護士を中心とした医事紛争について代行処理を行っておりますので、安心して診療に従事していただけるよう日歯・都歯への入会をお勧めいたしております。

日 歯 ・ 都 歯 ご 入 会 に つ い て

日歯・都歯 入会費用

前期入会者（4月～9月） 第1種会員 296,000円 第2種会員 275,500円

後期入会者（10月～3月） 第1種会員 320,000円 第2種会員 299,500円

前期入会者の場合	摘 要	第1種会員	第2種会員
日本歯科医師会	入 会 金	10,000	10,000
	会 費 (前期分)	19,000	11,500
	福祉共済負担金 (2ヶ月分)	17,000	17,000
	合 計	46,000	38,500
東京都歯科医師会	入 会 金	150,000	150,000
	会 費 (前期分)	26,000	13,000
	福祉共済負担金 (半期分)	24,000	24,000
	医事処理負担金 (入会時のみ)	50,000	50,000
	合 計	250,000	237,000
合 計		296,000	275,500

※ 後期入会者の方は、都歯の福祉共済負担金のみ年額納付となります。

法律・経営相談

東京都歯科医師会では、会員の法律・経営相談の一環として、嘱託の弁護士、税理士にお願いして相談に応じています。会員は、相談に要する費用は無料です。

その他

日歯・都歯では共済制度・健康保険制度・年金制度・医師賠償責任保険の団体割引・融資制度（歯科医療融資、住宅ローン、日歯青色ローン、日歯年金ローン）が手厚く完備されています。

発行日 平成24年4月1日

発行 公益社団法人 渋谷区歯科医師会

編集 渋谷区歯科医師会 理事会

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町23番21号

渋谷区文化総合センター大和田2階

TEL 03-3770-2341

FAX 03-3770-2345

ホームページ <http://www.sibusi.or.jp>